

平成 26 年 10 月 21 日

愛知県経営者協会  
会長 清水 順 三 殿

愛知労働局長 藤 澤 勝 博

### 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、我が国の人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

こうした中、我が国においては、週に 60 時間以上労働している人の割合が横ばい状態で推移するなど長時間労働する人の割合が依然として高く、脳・心臓疾患や精神障害に係る労災認定件数も高水準で推移しています。長時間労働が人材確保を困難とし、さらに、それが一層の労働環境の悪化につながるという悪循環を招き、それらによる支障も生じている実態が一部に認められます。また、年次有給休暇の取得率が全国平均で 50 パーセントに満たない低水準にとどまっている実態もあり、長時間労働の削減をはじめ、働き方の見直しに向けた対応を強化することが喫緊の課題となっています。

愛知県内の労働時間の状況は、労働者 1 人平均の年間実労働時間で全国平均と比べますと、全産業における所定内労働時間数ではわずかに下回るものの、所定外労働時間数では約 25 時間上回るなど、実労働時間が長い傾向にあります。

本年 6 月 24 日に閣議決定されました「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」におきまして、「雇用制度改革・人材力の強化」のための

具体的施策のひとつとして「働き方改革の実現」が挙げられ、「『世界トップレベルの雇用環境の実現』の大前提として、働き過ぎ防止に全力で取り組む」ことが盛り込まれました。

また、本年 6 月 27 日には、「過労死等防止推進法(平成 26 年法律第 100 号)」が公布され、同法において 11 月が「過労死等防止啓発月間」とされています。

この長時間労働問題には厚生労働省を挙げて取り組む必要があることから、本年 9 月 30 日、塩崎恭久大臣を本部長として「長時間労働削減推進本部」が設置されたところです。

「長時間労働削減推進本部」におきましては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅にむけた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として取り組むこととし、具体的には、本年 10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

長時間労働の抑制や休暇取得促進のためには、これまでの働き方を改め、効率的な働き方を進めていただくことが必要となります。

それぞれの企業において、長時間労働を前提としたようなこれまでの労働慣行を改め、定時退社や年次有給休暇の取得促進など、実情に応じた取組をしていただくことが望まれます。

つきましては、貴団体におかれましては、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下の団体・企業等に対しまして、周知啓発に格別の御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。